

第1回北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会

- 1 日時：平成26年5月22日（木）10：00～12：00
- 2 場所：北九州市役所本庁舎5階 特別会議室A
- 3 出席者：委員10名、市側11名 計21名
〔委員〕安部 高子 株式会社ケイ・ビー・エス代表取締役社長
伊藤 豊仁 公募委員
太田 康子 北九州市婦人会連絡協議会事務局長
岡本 悦子 前熊西まちづくり協議会会長
田中 美穂 NPO法人STEP・北九州 理事
中禮 萌 公募委員
本田 美智子 公募委員
宮原 深海 門司区社会福祉協議会会長
森 裕亮 北九州市立大学法学部准教授
湯淺 壘道 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授
九州国際大学客員教授

〔市側〕北橋 健治 北九州市長
〔事務局〕井上 勲 総務企画局長
川本 一雄 総務企画局総務部長
梅本 浩史 総務企画局総務課長
森永 康裕 総務企画局総務課自治基本条例担当係長
上野 大輔 総務企画局総務課係員
ほか、市関係課から5名が出席
- 4 傍聴者：無
- 5 議事：（1）開会
（2）市長挨拶
（3）委員長・副委員長選出及び挨拶
（4）諮問
（5）委員紹介
（6）委員会の趣旨及び役割等について
（7）議論の進め方等について
（8）今後のスケジュール案について
（9）北九州市自治基本条例の概要について
（10）市民意識調査（市民主体のまちづくり）について
（11）討議
（12）次回の会議について
- 6 議事概要
総務部長
それではお待たせいたしました。

ただ今から、第1回「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会」を開

催いたします。

本日は、第1回目の会合であるため、議事進行役の委員長が決定しておりません。それまでの間、私、総務企画局総務部長の川本が進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。それでは、座って進行させていただきます。

まず最初に、配付資料の確認をさせていただきます。資料1から資料6まででございます。それと参考資料といたしまして、「北九州市自治基本条例逐条解説書」。これは緑色の冊子でございます。その解説書と自治基本条例のパンフレットをお配りしております。併せて、本委員会の委嘱状を配付しておりますのでご確認ください。何か不足等がございましたらお申し出ください。よろしゅうございますか。

それでは、北九州市長・北橋から一言ご挨拶を申し上げます。

北橋 北九州市長

皆様おはようございます。

大変ご多用のところ、この度は自治基本条例に基づいて市政運営がしっかりと行われているかどうか、それをチェックする評価検討委員会を立ち上げましたところ、皆様方には委員のご就任をご快諾いただきまして、本当にありがとうございます。

さて、この地方分権という4文字は、古くて新しい言葉でございまして、住民に関わる地域の課題につきましては、情報の公開そして市民の方々がそれに適切にアクセスができるように心がけて、地域みんなで考えて決めていこうという、そういう大きな目標でございます。

昨今は少子高齢化が進みまして、人口減の問題でありますとか、様々な課題がありますし、また身近な環境への配慮といった課題もあります。私ども、行政の深い関心事、いわゆる市民の皆様方のニーズというものが非常に多様化して、また複雑化しつつあると考えております。

そういう時代の要請に答えていくためには、市民の皆様や色々なコミュニティが地域にありますけれども、その皆様方がより主体となってコミュニティづくりを進めていくこと、まちづくりを一層進めていくことが大切であると考えております。

本市におきましても、これは日本のどこの自治体でもかつて言われたことではありますが、よく行政指導という4文字で表された時代があったと思います。

そういったスタイルから脱却をいたしまして、市民の皆様が主体となったまちづくりを推進したい。それを市政運営の柱に据えてこの間、努力を続けているところでございます。

そこで、まちづくりの基本ルールを定めるということで、私の1期目の公約の中に「自治基本条例」の制定を盛り込んだところでありまして、議会のご承認をいただいて今日に至っております。

さて、その条例制定を振り返りますと、市民各界の方に審議会の委員にご就任いただきまして、60回という時間をかけていただきまして精力的に議論をいただきました。

また、タウンミーティングでありますとか、パブリックコメントという形で広く市民の方々に周知をさせていただいて、そして条例案をまとめて議会に提出をしました。議会において全会一致で可決されたのは、平成22年の9月の議会であります。

委員の皆様方には、市政全般をこの機会によく見渡していただきまして、この自治基本条例の趣旨に沿って適切に運営されているかどうか、ということの皆様方の豊富なご体験や知見に基づいて忌憚のないご意見を賜りたいのであります。

そうした皆様のご意見を踏まえまして、引き続き、条例の趣旨に沿った取り組み、その

中には「市民の参画」、「情報の共有」ということが含まれますが、一つ一つそれを推進いたしまして、出来る限り市民の皆様方の意思を市政に反映してまちづくりを進める、それによって「市民自治」をより確かなものにしていくというために、ぜひ大切なご意見として拝聴させていただきたいと思えます。

何かとご苦勞をおかけすると思えますけれども、どうぞ、忌憚のないご意見、ご指導をよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

総務部長

それでは続きまして「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会規則」第6条に基づきまして、本委員会の委員長を選出いたします。

委員長の選出について何かご意見のある方はいらっしゃいませんか？

委員

前回の委員会でも委員をされておりました湯浅先生にお願いしてはどうかと提案いたします。

総務部長

ただ今、湯浅委員を推薦するのご意見がございましたが、皆様よろしいでしょうか？
それでは、湯浅委員長、ご就任いただけますでしょうか？

湯浅委員

よろしくお願いいたします。

総務部長

よろしくお願い致します。ありがとうございました。

それでは、湯浅委員、委員長席の方へお移りください。

それでは、委員長、就任にあたり一言ご挨拶をいただけますでしょうか。

湯浅委員長

それでは改めまして、委員長にご指名いただきました湯浅でございます。

今、市長さんの方からご挨拶をいただきましたように、この自治基本条例の検討委員会が立ち上がったのが平成19年の末、それくらいだったかと記憶しておりますけれども、早いもので5年以上経ちました。

60回の委員会、それからその後に非公式にも色々と集まったりとか、飲み会も結構やりました、本当にワイワイ、ガヤガヤやりながら審議をしたのを覚えております。

今回、それに基づいた見直し、市政の評価という、この委員会が改めて開催されるわけですが、検討委員会の時と同じように本当に忌憚なく、どんどん意見を言い合っていたくような会にしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

総務部長

ありがとうございました。

次に、同じく会議規則第6条に基づきまして、委員長に副委員長を指名していただき

いと存じます。

湯浅委員長、副委員長をご指名ください。

湯浅委員長

それでは、私と同じように検討委員会の委員をお務めいただき、条例制定の経緯もよくご存知であり、また地方自治について研究されていて、ご見識も非常に高い森先生にぜひ副委員長にご就任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

総務部長

森委員、よろしゅうございますか？

森委員

承知いたしました。よろしく申し上げます。

総務部長

ありがとうございます。それでは森委員、副委員長の席の方にご移動お願いいたします。では、副委員長、一言ご挨拶をいただけますでしょうか。

森副委員長

副委員長にさせていただきました。北九州大学の森と申します。

私も湯浅委員長と同じく前回の委員で検討させていただいて、北橋市長さんがおっしゃったように60回で、小委員会というのを立ち上げて、湯浅委員会、森委員会というのでニックネームがあったんですね。という形で結構盛り上がり、最後までみんなほぼ多数決とかを取らずに合意でできる限り全員対立なく、仲良くと言うと変ですけど、和気あいあいと委員会をさせていただいた、大変だったんですけど、すごく楽しい委員会で、苦労してできた条例。それがはや見直しの時期を迎えたというので感無量なわけですけども、という意味でも、今回の委員会でも委員長もおっしゃいましたけど、忌憚のないご意見、皆様方のお立場から様々に市政の見直し、条例の検討というのをまた行っていきたいと思っておりますので、真剣な議論を皆さんでしていきたいと思っております。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

総務部長

ありがとうございました。

それでは、北橋市長から委員長に諮問書を提出いたします。

恐れ入りますが、委員長、市長は移動をお願いいたします。

北橋北九州市長

では、諮問書を読み上げさせていただきます。

平成26年5月22日、北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会委員長様、北九州市長北橋健治。

北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価等について諮問いたします。

本市は、平成22年10月1日にまちづくりの基本ルールであります、「北九州市自治基本条例」を施行し、市民の意思を適切に反映させた公正かつ誠実な市政運営の実現や、市

民の主体的な関与及び市民相互の連携による良好な地域社会の維持形成等を図ることによって、市民を主体にした自治の確立に向けた取り組みを進めております。

この条例は、「市民が育てていく条例」と言われております。社会情勢や市民意識などの変化に対応して、その内容を適宜見直し、条例をより良いものへと発展させていくため、市政が条例の趣旨に沿って運営されているかを評価し、条例について必要な見直しを検討するための機関を設置し、条例施行の日から5年を超えない期間ごとに、この機関の検討結果に基づき必要な措置を講ずると規定しております。

つきましては、市政運営の現状が、条例の趣旨に沿ったものとなっているかについての評価及び条例の見直しについて、貴会の意見を求めます。

どうぞ、よろしく願い申し上げます。

湯淺委員長

謹んで、お受けいたします。

総務部長

それでは、お席にお戻りください。

ここで市長は別の公務のため退席をさせていただきます。

それでは、ここから議事に入りたいと思います。これからの進行につきましては、湯淺委員長にお願いをいたします。

湯淺委員長

それでは、議事をお預かりいたします。よろしく申し上げます。

議事次第はお手元にございますので、これに沿って第1回を進めさせていただきたいと思いますが、最初に議論を円滑に進めていく上で、何人かお互いに色々なところでお会いしたりしてお知り合いの方もおられるかと思えますけれども、改めまして簡単にお1人ずつご紹介を1人2～3分くらいで簡単にお願ひできればと思います。

恐縮ですが五十音順でお願ひできればと思います。よろしく申し上げます。

委員

改めまして、おはようございます。

私は商工会議所の方から依頼があつて出てきております。北九州商工会議所女性会の副会長をしております。北九州市の各委員会へ委員就任の依頼をいただき、ようやく女性経営者も参画するシステムが少しずつ出来上がってきています。商いをする立場の者として、忌憚のない意見も出てくると思えますけれども、どうぞよろしく申し上げます。

委員

八幡西区からまいりました、

私は、常々若い人に、好奇心を持たせよとか、失敗を恐れるなとか、あるいは想像力を働かせよと色々言っておりまして、どちらかというとなかなか堅苦しい形のものはいいかなと思っていましたけれども、やはりそういった手前、もうちょっと少し役に立つことができるのではないかということで参加した次第でございます。自治基本条例という条例というのは知っておりましたけれども、正直なところ厳密によく見たわけでもないし、実際に日常的な問題でそんなに自治というか、割と自治意識は皆さんあるかなと思ったり、漠然と考えており

ました。こういう機会勉強する機会ができ、参加させていただきながら、何か役に立てればよいというふうに思っております。

私自身は、2年ほど前まで図書館に勤務しておりまして、市民のシンクタンクだとか、地域に開かれた図書館づくりということで、それなりに一生懸命やっております。その後、八幡西図書館をベースに「NPO市民塾」というNPOを10数年前からやっております。そこで講座活動をするとか、あるいは困ったことに対するお手伝いなどをやっているところであります。

あまり役に立たないかもしれませんが、精一杯自分の思いを発言させていただきたいと思っております。

どうぞ、よろしく願いいたします。

委員

北九州市婦人会連絡協議会の事務局長をしております。

どうぞ、よろしく願いいたします。

私は、3人の子どもの恵まれましたので、幼稚園、子ども会、小中高とPTAをさせていただきながら私の活動範囲が広がってまいりました。

そこで、地元では地域にはぜひ婦人会が必要だということで、20年前に地域に市民センターが立ち上がった時に自治会の中につくっていただきました。それから早いもので20年なんですけど、いま西区の婦人会長をさせていただきながら色々な情報を収集し、皆さんと共に出来ることをやっていけるといところに力を注いでおりますので、この会で得たものはまた活かしたいし、今まで自分で経験したことはここで述べさせていただく良い機会をいただいたと思っておりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

委員

おはようございます。熊西まちづくり協議会の会長を務めさせていただいております。

今はそういった大きなお役は退いて、地域で子育て支援、それから健康づくり等に携わらせていただいております。

4人の子どもの育てたものですから、PTAがらみで地域に入ってそれからずっと地域で過ごしております。

専業主婦のために社会を知らずに育ってきたんですけども、地域に出ることによって色々視野が広がり色々な方たちとお会いできて、地域とは何かを考える機会を同じくしたことを非常に嬉しく思っております。

今回、地域という狭い世界しか知りませんけども、自治基本条例ということですので、何かお役に立てるかと思っておりますので参加させていただいております。

どうぞ、よろしく願いいたします。

委員

おはようございます。これから大変お世話になると思います。

NPO法人STEP・北九州の理事をしております。

私どもは1991年から、「学校に行かない子どもを支える会」という長い名称の、名前のおり学校に行けなくなったお子さん方とその親御さんなどで市民活動を始めてまいりました。

2009年に厚生労働省が引きこもりの対策推進ということを中心にしました、全国

に県と政令市レベルで1カ所ずつ「ひきこもり地域支援センター」の設置を進めておるところでございます。

現在、43センターほどが全国で設置済みというように伺っておりますが、北九州市はいち早く全国で17番目にこの支援センターを設置する方針を出していただきまして、私どもが培ってきました市民活動の中で今お困りの若者、お子さん、それからそういうご家族の方々に向けた支援を担わせていただいております。

まだまだ何の力も皆様にお伝えできるほどの働きができておりませんが、こういう様々な市の催される会議などで勉強させていただきながら、これからの北九州それから日本、世界を担っていただく若い方々が元気に、それから希望を持って次のバトンを受け取っていただけるように、微力ながら私も勉強しながら進んでいきたいと思っております。これからまた数回のこの会議の中で、大変、皆様方のお知恵をお借りすることが多いと思っておりますが、どうぞ、今後ともよろしく願いいたします。

委員

おはようございます。

北九州市立大学法学部2年です。よろしくお願いいたします。

私が今回この会議に参加させていただいた理由は、私は生まれも育ちも北九州市で育ってきたんですけど、今まで北九州市の条例について全く見たことがなくて、これから私たちの若い世代が北九州市を引っ張っていく上では、やっぱり知らないといけないと思い、今回この委員会に応募させていただいて、少しでも私たちの若い世代が何か協力できることがないかを一生懸命探して行って、より良い北九州市に、今よりもっと良い北九州市をつくることができたらいいなと思い、その一環として参加させていただきました。一生懸命頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員

門司区からまいりました。

この条例をつくるときに、市民委員の1人として参加しました。そして、今この条例がどんなふうになっているか、私だけでなく他の元委員の方もみんな気に留めているというか考えているんですよ。それで、誰かやってみないかという話になって、私がさせていただくようになったんですけども、生みの苦しみもありましたけど、成長の苦しみもあると思いますので、よく見ていきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

委員

一応名簿は門司区社会福祉協議会ですが、先月まで現在もそうですけども、北九州の7区の自治総連合会の会長をしております。この度、市制50周年でマラソン2014の幹事長をさせていただいて、無事マラソンも済みました。

そういうことで、自治会は今度交代しましたけども、長年、社会福祉協議会もやっておりますので、北九州市の社会福祉協議会の理事、所属は門司の社会福祉協議会の会長です。

今、北九州大学の生徒の若い人と、私の孫ぐらいだと思いますけども、一生懸命聞いて勉強したいと思っております。よろしくお願いいたします。

湯浅委員長

先ほど、副委員長としてのご挨拶はいただいておりますので、一言だけでも森副委員長から自己紹介の追加があれば。

森副委員長

北九州市立大学の法学部の森です。

今回も時間もすでにスケジュールリングが決まってまして、答申を出す時期が決まっていますので、実際にこの会議での検討回数というのは、前回の制定に比べるともちろんもっと少ないわけですが、限られた時間の中でしっかり密な議論をさせていただくように、副委員長としても委員長を支える任務をしっかりと果たしてまいりますので、どうぞ皆様方のご助力を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

湯浅委員長

どうもありがとうございます。

最後に、私は3年前に横浜市に転居いたしました。引き続き九州国際大学客員教授と市の男女共同参画審議会の副会長とアジア女性交流・研究フォーラムの理事をさせていただいております。月に1回ぐらい北九州に来ております。

そういう意味で言うと、住人ではないわけですが、自治基本条例でいうところの3条の市民の1人かなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

ぜひ、委員さん同士が遠慮なく自由に言えるようにしていただきたいと思っております。

本日は、第1回目の委員会ということで、この委員会の趣旨ですとか、役割ですとか、あるいは今後のスケジュール、議論、それから検討委員の方は条例の制定経緯はご存知であるわけですが、ご存知でない方もいらっしゃると思いますので、そのことにつきまして事務局の方からまず説明をお願いしたいと思います。

総務課長

総務企画局総務課長の梅本でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、議事（2）「委員会の趣旨及び役割等について」、それから議事（3）「議論の進め方等について」、それから議事（4）「今後のスケジュール案について」をまとめてご説明させていただきます。

まず、議事（2）の「委員会の趣旨及び役割等について」でございます。

資料2ということで、「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会の趣旨及び役割等について」です。

資料の中の1「本委員会の趣旨」でございます。

「北九州市自治基本条例」は、本市のまちづくりの基本ルールとして、平成22年10月1日に施行されたものでございます。

先ほど、市長からの諮問の中にもございましたが、この条例は、「市民が育てていく条例」と言われております。社会情勢や市民意識等の変化に対応して、その内容を適宜見直して条例をより良いものへと発展させていくものとされております。

このため、条例の第29条におきまして、市政が条例の趣旨に沿って運営されているかを評価し、条例について必要な見直しを検討するための機関を設置するとともに、条例施行の日から5年を超えない期間ごとに、この機関の検討結果に基づいて必要な措置を講ずると規定されています。

こうしたことから、市長の付属機関、今日のこの委員会でございますが、「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会」、この委員会を設置しまして、委員の皆様は市政が条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを評価していただきまして、条例について必要な見直しに関する事項についてご審議いただくというものでございます。

資料の2「本委員会の役割」でございます。

先程の「1趣旨」と重なる部分もございますが、本委員会の役割といたしましては、大きく2つございます。

1つ目が、「市政が条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを評価」ということでございますが、評価項目の柱としては大きく2点ございまして、

1点目が「情報共有、それから市民参画などの市政運営に関する事項」、2点目が、「コミュニティの支援に関する事項」

この2点ございまして、これらの点が「市民自治の確立」という条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを評価いただくということになります。

それから、お役割の2つ目が「その評価を踏まえまして、条例について必要な見直しに関する事項をご審議」いただくことでございます。

お役割の1で評価をする中で、今後、市の取り組みに改善が必要と認められるものがございますら、その見直しの内容や方向性などをご議論いただくこととなっております。

以上が大きく2点についてご議論いただきまして、最終的には委員会としてのご意見を答申という形でおまとめの上、市にご提出いただくことが、本委員会の役割であるということでご理解いただければと存じます。

次に資料の3の「自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会規則」でございます。

資料2の2ページをめくっていただきまして、そこに規則がございます。

これは、本委員会の所掌事務、組織、運営について必要な事項を定めるものでございます。

主なものだけご説明させていただきます。

まず、第2条です。

1の「趣旨」のところでもご説明いたしましたが、本委員会は、市長の諮問に応じ、市政が北九州市自治基本条例に沿って運営されているかどうかを評価し、条例について必要な見直しに関する事項を調査審議するというものでございます。

それから、第7条でございます。

第2項で「委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。」と規定してございます。

本日は、全委員10名の方のご出席をいただいておりますので、本日の会議は有効に成立してございます。

それから第3項「委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するところによる。」との規定でございます。

今後、委員会としての意思決定を行う際は、本項の規定により行われるものでございます。

第8条でございます。

「委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。」と規定してございます。

第9条でございます。

本委員会の庶務は、私ども北九州市の総務企画局において行わさせていただきます。

なお、本委員会におきます、市側の出席者としましては、もちろん私も総務企画局は全ての会議に出席をいたしますし、また本委員会で取り扱う内容は、市政運営全般に亘りますので、議事内容に応じまして関係課の出席等もお願いするというところで考えてございます。

第10条でございます。

「この規則に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。」との規定でございます。

次に、お手元に資料はございませんが、この会議の公開についてのご説明でございます。本市の附属機関、この委員会に限らず全てでございますけれども、原則、議事は公開することにしていきます。

本検討委員会についても原則公開とさせていただきたいと存じます。

市民の方の傍聴等も、今日はたまたまいらっしゃっておりませんが、お受けしたりとか、マスコミが入られることもございます。

それから、会議終了後は、会議録を作成いたしまして、会議録のうち委員の名前のところは除きまして市のホームページで公開させていただきたいと存じております。この場合、公開前に委員の皆様の内容を、見ていただきたいと思います。

以上が、議事の(2)「委員会の趣旨及び役割等について」の説明になります。

それから、次は議事の(3)「議論の進め方等について」でございます。

資料の3、A3横の資料でございます。

「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会 議論の進め方」という横長の紙があります。こちらの方をご覧いただければと思います。

この資料の1番左側に自治基本条例の各条文の一覧がございます。

自治基本条例につきましては、前文と8つの章で構成されておりますが、このうち前文、それから第1章につきましては目的とか定義でございます。

それから第2章は、市民の権利や責務ということでございますので、第3章から7章までが、議会を含めまして、市が市民自治を確立するために行う具体的な制度とか、取り組みの内容などを定めているという構成になってございます。

それから、第8章につきましては、今日こうやって行っております条例の見直しについての規定でございます。各条文の内容につきましては後でご説明させていただきます。

それから、この資料の矢印に沿って右側上段の囲みに移っていただきますと、「○評価検討委員会に行っていただくこと」とございますが、まず1番の「条例の再確認」でございます。

本委員会における議論にあたりましては、条例の趣旨とか目的を念頭におきましてご議論いただくことが必要でございますので、後ほど自治基本条例の概要について改めてご説明させていただくことを予定しております。

条文の趣旨や背景等について、委員の皆様と共通理解を図ってまいりたいと考えております。

それから、下の方に進んでいただきますと、2番目の「市政運営状況の確認」でございます。

自治基本条例の規定に基づきます取り組みを、知っていただく必要がございますので、主に条文の第3章から第7章までの規定に基づきます、現在の市の取り組みとか、制度・施策、事業など様々ございます。そうした取り組みの運用状況とか実施状況などを、次回

以降の委員会でご覧いただこうと考えてございます。

それから、第6章の「コミュニティ」の部分につきましては、コミュニティに対する市の支援ということで、様々な事業を行っておりますが、市が行っております事業のうち、市の基本構想・基本計画「元気発進！北九州プラン」という基本計画がございますが、ここに掲載されている事業につきましては、その成果とか、どこまで達成しているかというのを、市が自己評価している行政評価というものもございますので、必要な部分につきましてはその結果をご覧いただいたり、それから平成24年度に「基本計画の見直しに向けた調査・分析」ということで、外部評価を行ったりしております。その結果等も事業の実施状況と併せて、議論の参考としてご覧いただければと考えてございます。

それから、右の矢印に進んでいただきますと、3番目に「市民の意識調査等の検証」ということでございます。

そもそも自治とか地域の活動につきまして、市民の皆様がどのように考えていらっしゃるのかということでございます。市民自治を実現させるために行っている市の様々な取り組みにつきまして、市民の皆様はどのように受け止めているのかということも評価の観点として重要だと考えてございます。

後ほどご説明させていただきますが、今年度「市民主体のまちづくりについて」という意識調査を予定しております。併せてこれまで市が行いました市民意識調査のうち、本委員会での議論の参考になるものについてはご覧いただきたいと考えてございます。

それから、次に、右の矢印の方に進んでいただきまして、4番の「委員会における評価検討」でございますが、①のところではこれまでご説明申し上げました「条例の再確認」、2番の「市政運営状況の確認」、3の「市民意識調査等の検証」を踏まえた上で、本委員会での評価、市政が条例の趣旨に沿って運営されているかどうか、すなわち、「市民自治の確立に寄与するものであるか」という点につきまして、成果や課題など意見出しをお願いしたいと考えてございます。

具体的な「評価の視点」で書いてございますが、例えば、「情報共有」とか「市民参画」に関して申し上げますと、「市民参画の前提となります十分な情報提供ができているのか」とか、あるいは「参画し易い環境が整っているのか」、「分かりやすいのか」とか、「手続きが簡便なのか」とか、また「市民の意見が市政に適切に反映されているか」、そういったことが挙げられると考えられます。

また「コミュニティに対する市の支援」に関して申し上げますと、「市民の主体的な活動につながっているのか」、「コミュニティ活動の促進につながっているのか」、「コミュニティ相互の連携は図られているのか」、ということが挙げられると考えておりますのが、ここに挙げております評価の視点だけにとらわれることなく、本委員会での議論の中で様々な側面からご評価いただければと考えてございます。

そうしまして、②にありますように、成果や課題出しを行った上で、課題を解消するために必要な取り組み等をご検討いただくということになるわけでございますが、具体的には制度や施策、事業の見直しあるいは見直しの方向性などをご議論いただければと考えております。

その上で議論の結果を委員会としておまとめいただいて、市に対して「答申」していただくということになります。

最後に、一番下の囲み、これは私どもの方で行うことということになりますが、市といたしましては、いただきました「答申」を踏まえ、「今後の市政運営の取り組みの方向性の案」を作成いたしまして、また、この案に対してパブリックコメント、広く市民の皆様

意見募集等を行った上で、最終的に「今後の市政運営の取り組みの方向性」を決定したいと考えております。

また、資料2は記載しておりませんが、方向性の決定後にはその方向性に基づいてそれぞれの制度や事業などを所管している市の局課におきまして、必要な見直しなどを行った上で、市民自治の確立に向けた取り組みを引き続き進めていくということになるかと考えてございます。

以上が議事の3番目の「議論の進め方等について」の説明でございます。

次に、議事の(4)は「今後のスケジュール案について」でございます。資料の4「今後のスケジュール案」、こちらをご覧ください。

本委員会につきましては、12月までに全部で5回開催することを予定してございます。本日が第1回の委員会でございます。本日は今後の議論のベースとしまして、今、ご説明させていただいております本委員会の趣旨とか役割、それから今後の議論の進め方、それから、自治基本条例の概要等につきまして、委員会の皆様方の共通理解をまず第1回目ということで図ってまいりたいと考えてございます。

それから、第2回以降が実質的な議論ということになりますが、第2回は7月上旬の開催を予定しております。

議事といたしましては、「情報共有」や「市民参画」をはじめとします市政運営、その辺を中心に条例に基づく市政運営の状況全般について取り組み内容や実績などをお示しすることとしてございますので、その上でこれが条例の趣旨に沿って運営されているかどうかの評価、また課題がある場合は今後の取り組み、あるいは見直しの方向性等をご議論いただければと考えております。これが第2回目でございます。

次の3回目、時期としましては8月上旬の開催を予定しております。

議事といたしましては、コミュニティや地域のまちづくりの状況、またこれに対する市の支援などの取り組み内容や実績などをお示しすることとしてございますので、その上で第2回と同じくこれが条例の趣旨に沿って運営されているか、課題がある場合はどういうふうに取り組むをやっていくのか、その方向性等をご議論いただければと考えてございます。

第4回目につきましては、時期としては10月上旬を予定してございます。

議事といたしましては、3回目までのご議論を踏まえまして、委員長をはじめ皆様とご相談しながら事務局におきまして答申の素案のようなものを作成させていただきます。それにつきましてご検討いただきたいと思いますと考えてございます。

最後の第5回目が、時期としましては12月中下旬くらいを予定してございますが、同じく答申案の検討につきまして、基本的にはこの第5回目で最終答申案としておまとめいただければと考えてございます。

なお、この答申につきましては、最終的に委員長より直接市長に対してご提出していただきたいと考えてございます。

具体的な日程等につきましては、まだちょっと時間がございまして、改めてそこは調整させていただきたいと考えてございます。

以上が「今後のスケジュール案」についてのご説明でございます。

議事の(2)から(4)までの説明を終わらせていただきます。

湯浅委員長

ありがとうございます。

一言補足と言いますか、皆さんにご了解いただきたいことが1点ございまして、それは前回の自治基本条例の検討委員会の際は、議事録でどなたがどういうことをおっしゃったということが名前入りで出ておりました。

今、私も確認したんですけど、そう言えば、あの時ああいうことを言っていたなあと思いついたりとか、そういうメリットがあるにはあるんですが、他方でやはり色々なお立場を代表して委員にご就任いただいているということからしますと、名前が出てしまうと中々もの言いづらいつ部分がでていけなかつと思つたりいたします。できるだけ自由に、言いたいことを皆さんにどんどんおっしゃっていただきたいと思つております。

それと、少々最近自治基本条例を巡つて誤解に基づく部分もあるんじゃないかなと思つておりますが、反対運動みたいなものも起こつてきてございます。

できるだけ皆さんに言いたいことを自由に言つていただきたいということも踏まえて、今回、議事録ではどなたがこういうことをおっしゃつて、お名前の部分はちょっと省かせていただきたいというふうに思つている次第です。

それで、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

他には事務局の方からまとめて議事(2)から議事(4)まで説明していただいたんですけど、何かご質問とか確認しておきたい点がありましたら、どうぞ遠慮なくお願いしたいと思つています。

また後でも結構ですのでご質問がありましたらお願いできればと思つています。

それでは引き続きまして、お手元の議事の(5)「北九州市自治基本条例の概要について」に移りたいと思つていますけど、これも事務局から概要の説明をお願いします。

総務課長

それでは議事の(5)になります。

「北九州市自治基本条例の概要について」ご説明させていただきます。

お手元の方には資料5ということで、自治基本条例をお配りしてございます。

それから、前方のスクリーンの方にも同じものを映してございますので、よろしければスクリーンの方もご覧ください。見にくければ椅子を動かしていただいたりとかということで。

それでは、まず、スクリーンにありますように、自治基本条例とは記載してございますが、まちづくりの基本ルールでございます自治基本条例、これを噛み砕いて申し上げますと、「自分たちのまちのことを自分たちで考えて決めていくための基本となるルール」と言われております。

具体的には、市民主体のまちづくり、市民自治を確立するため、自治を担う市民、議会、行政が果たすべき役割。例えば、「情報共有」とか「市民参画」といったことでございますが、そういった市政運営の原則。

それから、コミュニティ活動の原則及びコミュニティへの市の支援などを定めているものでございます。本市では、平成22年10月1日に施行されております。

資料の方にはございませんが、現在全国で約290くらいの自治体でこの自治基本条例というのが制定されております。自治体は、数が一時期より減つて、1700いくらくらいなので、定めている自治体は約17%くらいですね。自治基本条例を定めている自治体

というのはそのくらいでございます。

それから、この自治基本条例が必要となっている背景でございますが、大きく4点ほど挙げられると考えてございます。

まず、地方分権改革の進展によりまして、自治体としての自己決定権が拡大しているということ。

それから、少子高齢化の進展、価値観やライフスタイルの多様化といった社会経済情勢が非常に変化して、いわゆる行政ニーズが非常に増加して、かつ多様化しているということでございます。

さらに、3点目といたしましてコミュニティが段々希薄化していきます一方で、NPOやボランティア団体等の活動は非常に活発化してございまして、これまでのまちづくり活動のあり方を見直す契機となってきたということ。

最後に、厳しい財政状況ということもございまして、行政が市民ニーズ全てに応えるということは段々困難になってきているということや、市政に対する市民の関心が非常に高まってきていることです。そうなれば、当然透明性の確保等も求められてまいります、このようなことなどが挙げられると思います。

このような状況を踏まえまして、やはりまちづくりを進めていくために新しいルール必要性ということが高まりまして、北九州市自治基本条例が制定されたものでございます。

続きまして、本市におきます条例制定までの取り組みについてご説明させていただきます。

行政が政策を形成する過程で広く市民の意見を募るということは近年の大きな傾向でございますが、特にこの自治基本条例というものにつきましては、まちづくりの基本となるルールでありますので、特に制定過程におきましても市民の皆様の意見を反映するというように努めてまいりました。

まず、平成19年11月に「自治基本条例検討委員会」を設置し、条例に盛り込むべき事項等の検討が進められました。委員は大学法学部の先生など学識経験者が5名、それからNPOや自治会などの市民代表の方が5名、公募市民の方が5名の計15名の方で構成されました。

先ほどから何度も出てございますが、この委員会では延べ60回にも亘ります会合が重ねられまして、平成21年の6月にこの委員会としての最終報告を市の方にいただいたところでございます。

また、この検討委員会における議論のほかにも、市民への周知活動、市からの出前講演と行って出かけて行って説明するようなことだとか、それから、当然重要な主体の1つとなります市議会との協議、それから市民の皆様とのタウンミーティングとかフォーラムなどを精力的に行ってございます。

それから、検討委員会におけますこの最終報告を踏まえまして、執行部において作成した条例議案、こちらについてもパブリックコメントということで市民の皆様の見解の募集をいたしましたところ、当時全部で968件、人数にしまして384人ですが、約1,000件近いご意見をいただいております。

その後、いただいた意見などを基にしまして、条例案を策定して、平成22年の9月の市議会に上程してご審議をいただき全会一致で可決をいただきまして、平成22年の10月1日、3年半ほど前になります施行したということになってございます。

それから、条例の概要とポイントについてご説明させていただきます。

まず、条例の構成でございます。

まず前文がありまして、前文プラス8つの章、29条の条文で構成されております。

第1章総則、ここは条例の目的、定義、基本理念等です。

それから、第2章から第4章までは自治の主体となります、市民、議会、市長等の役割とか責務です。

それから、第5章は例えば情報共有だとか、市民参画などの市政運営の基本原則。

第6章では、自治におきますコミュニティ活動のあり方や市の関わり方。

第7章は、国や他の地方公共団体との関わり方について。

最後の第8章は、条例の見直しについてそれぞれ規定されております。

条文を具体的に見てまいりますと、まず、前文でございます。

前文は、この条例制定の由来とか背景、自治の方向性、制定者の決意などが述べられたものでございます。

この前文につきましては、先ほどの自治基本条例検討委員会の中の市民委員の方を中心に作成されたものでございまして、条例制定に向けました皆様の熱い思いが簡潔に表現されているものでございます。

自治というのは1日1日の実践が大事であるという観点から、条文も1年の365日に合わせて365文字で表現されたものになってございます。

条文の中には、市民とか議会、行政が一体となって公害克服に取り組んで、世界に誇る環境都市として今日に至っているというような文章がございます。

この辺は北九州市ならではの特徴も盛り込まれたものとなっております。

続きまして第1章のところで、第1条、ここで条例の目的を定めてございます。

具体的には、市民の意思を適切に反映させた市政運営の実現と市民の主体的な関与及び市民相互の連携による良好な地域社会の維持形成を図って、市民を主体とした自治の確立に寄与するということを目的としてございます。

それから第2条は、この条例の位置づけでございます。

この条例につきましては、本市の様々な市政運営の一番基本ルールとなるものであるということで、他の市の様々な条例や規則をつくったり、または改正したりする。あるいは、市としての基本構想とか基本計画等の計画を策定する。それから、当然その計画に基づいて様々な事業を実施していくわけですが、その際にはこの条例の趣旨を尊重して整合性の確保を図るということを定めてございます。

すべての基本になるのが、この自治基本条例だという位置づけをされているものでございます。

第3条で定義をしているところですが、特にこの中で「市民」について、先ほども少しお話に出ましたが、市民を広く定義しているということが1つの特徴として挙げられます。

当然、市内に住んでいらっしゃる住民の方だけではなくて、市外から通勤して北九州に来られる方、通学して北九州の大学等に在学される方、それから市内で事業活動を行います企業の方も対象としてございます。

併せまして、安全・安心とか防犯・防災の視点というのを踏まえまして、現在、廃屋とか、空き家問題等がございます。この辺を背景にいたしまして、市内に不動産を持つ方、その方についても広い意味でこの条例の中では市民ということで含めてございます。

一緒にまちづくりに関わっていただきたいということで、そこまで広く定義してございます。そのように本市に関わります色々な人々の力を合わせまして、まちづくりを行っていくことが不可欠だと考えてこのように広く規定されているものでございます。

第4条、ここは基本理念ということで、これは本市の自治は自分たちのまちのことは自

分たちで考え、決定していくことを基本理念としてございます。

また、このまちづくりを行う際には、人が大切にされるまちということを実現することを旨としなければならないとしてございます。

続きまして、第5条、ここは本市として自治の基本原則として5つ規定してございます。ポイントとなる部分は赤字でアンダーラインを引いてございますが、市民自治、住民の信託、情報共有、人材育成、それから地方公共団体としての自主性・自律性の確保、この5つでございます。

次が第2章になります。第2章は市民のところです。

第6条から第9条まで、ここにつきまして、市民の権利や責務等基本的な事項を規定してございます。

1つの特徴といたしまして、第7条のところ子ども自治への関わりについて取り出して規定してございます。

お子さんは、将来の本市の自治を担う重要な存在といたしまして、自治の主体としてそれぞれの年齢に応じて色々な形で自治を担えるということ。それから、自治の主体であるということを実感しながら成長できるような環境を与えられることについて規定してございます。

第8条では、市民は自らの発言と行動に責任を持つとともに、市政運営に伴います負担を分任することを規定してございます。

第9条では、市民である事業者の責務といたしまして、地域社会の維持、発展に寄与するということを規定してございます。

第3章、これは議会のところでございます。

この議会についての詳細につきましては、市議会自身が決めるべきという議会の意見も踏まえまして、本条例の中では意思決定機関、行政機関の監視機関としての役割を果たすこと、それから、市民に開かれた議会運営に努めるということなど、議会としての基本的な役割と責務等のみをこの自治基本条例の中では規定してございます。

なお、この自治基本条例が制定された後、市議会におきまして、議会とか議員の役割、活動の原則、議会と執行機関との関係、議会と市民との関係等を規定いたします「議会基本条例」というのが立案されまして、平成23年10月1日に施行されております。議会運営の詳細につきましては「議会基本条例」がこの後に制定されているところでございます。

第4章、こちらは市長や市の職員の役割と責務を規定しております。

第13条では、市長はこの条例を遵守し、市民の意思を的確に把握、それから市政に反映させるよう努めるということを規定しております。

第14条では、職員の役割、責務といたしまして、市民の視点に立って公正かつ誠実に職務を遂行すること。市民やコミュニティを結び付ける地域のコーディネーター役になるということ、自己研さんによる職務遂行能力の向上に努めるということ、この3点について盛り込まれてございます。

特に、この2点目の市民とコミュニティを結ぶコーディネーターとしての市職員の役割というのが重要となっております。地域の活力をいかに引き出していくかが、市職員に問われているものと考えてございます。

次に第5章でございます。市政運営です。

ここでは市政運営の基本原則を定めておりますが、特に重要な情報共有と市民参画を中心に規定してございます。

計画的な行政運営に加えまして、苦情、不服等への対応を、情報共有の仕組みづくり、市民参画制度の体系的な整備について規定してございます。

具体的な市民参画制度として、パブリックコメント、市民の意見及び提案、そして住民投票についても盛り込んでございます。

住民投票につきましては、本市の条例では市政に関しまして、特に重要な事項につきましては何か発生した事案ごとに、その都度、別に条例を定めまして、住民投票を実施できるというふうに規定してございます。いわゆる、非常設型の住民投票制度でございます。

住民投票につきましては、他都市の事例では、例えば、原子力発電所の建設とか、米軍基地の縮小、産業廃棄物処分場の設置といった点につきましては、住民投票が行われた事例もございしますが、本市としましては、特にあらかじめこういった事案について住民投票をするというふうに、特に何か想定しているというものではございません。

次は第6章のコミュニティでございます。

ここにつきましては、コミュニティの活動のあり方とか、コミュニティに対します市の支援について規定しております。

ここでいうコミュニティにつきましては、先ほど、第3条の「定義」で色々規定があったんですけど、コミュニティにつきましては、自治会等の地縁による団体、それから特定非営利法人、NPO法人やまちづくり協議会、あるいはそれらと同様の目的で活動しますサークルなども含めまして、広くコミュニティとして定義してございます。

この第26条では、市民はコミュニティに自由に参加することができるということ。一方で、その活動への参加を通じまして、共生する地域社会の維持形成に努めることを規定してございます。

このほか、コミュニティはその活動について市民の理解とか共感を得られるよう努めることや、相互の連携、コミュニティ相互の連携に努めるといったことなどが規定してございます。

第27条では、市としましてはコミュニティの自律性などに配慮しながらその活動が効果的に行われるよう積極的に支援することや、その支援にあたりましては市民に身近な区役所を最大限に活用することなどを規定してございます。

最後のシートになりますが、第7章につきましては、国や他の自治体との関係におきまして、国や県とは対等な立場で相互に協力するとともに、意見や政策提案などを積極的に行うことや、国内外との都市との交流に努めることを定めております。

一番最後の第8章、第29条になりますが、ここでは条例の見直しについての規定でございます。

まさに、今日この委員会において、市政が条例の趣旨に沿って運営されているかどうか評価し、また条例の見直しなどをご検討いただいているものでございます。

以上が簡単ではございますが条例の概要となります。

最後になりますけど、今、条例を改めて見ていただいたんですけども、よく自治基本条例につきましては、皆さんも思われたかもしれませんが、ある意味当たり前のことが書かれているということかなというような議論もございます。

市民の方の権利義務とか、市民参画、情報共有、そういった市政運営の原則、それからコミュニティに対する支援など、この辺はある意味、当たり前のルールでございまして、この条例制定の前から色々取り組まれているものも多いのが実情でございます。

ただ、そういう中で改めてこういった明示的なルールがなければ、極端な話、その時々市長とか執行機関の判断で市民参画とか情報共有などの取り組みが、行われないという

ことも有り得るということになります。

そういう意味では、こういった当たり前のことでもこのような条例という形で定めるという積極的な意義が十分にあると考えてございます。

以上で、北九州市自治基本条例の説明を終わらせていただきます。

湯淺委員長

どうもありがとうございました。

質疑の前に私と、必要に応じて森副委員長から補足ということを少し申し上げさせていただきます。資料がなく恐縮ですが、

検討委員会で色々検討しまして、今ご説明いただいたような形に最終的に落ち着いたわけなんです、いくつか実は検討委員会で扱うのが難しかったポイントがあったんです。

その中で1つ難しかったのは、コミュニティのところでございまして、具体的に言うと自治会や町内会というような地縁的団体と言われているような団体の位置づけをどうするかというところがございます。

実際に私ども勉強させていただいたんですが、自治会、町内会の役割というのはものすごく多いわけですね。町内会長さんとかになるとこんなに会議があるのかというようにものすごく大変だと。

そして、また各地域が高齢化している中で、役員の皆様も必然的に高齢の方が多くなって大変な負担だということを経験しました。

その時に他の自治体の条例の中には、自治会、町内会に入るように努めなければならないとか、そこら辺まで踏み込んで書いている条例もあったんです。

他方で、自治会、町内会以外にも色々な団体があって、例えば社会福祉協議会のような団体もあれば、商工会議所のような企業の団体もあったり、NPOやNGOなど色々な団体があります。

また、これは建前論になりますが、自治会と言っている以上は、これは自治すべきであって、本来、市から色々な形で仕事を願うこと自体がそもそもおかしいというような議論もあるわけです。

非常にその辺の調整が難しかったということで、結果論的に言えば自治会や町内会に入るようにしようということの規定は見送ったという経緯があります。

結局、コミュニティという言葉にそういうものは含んでいる。ですから逆に自治会や町内会をサポートするということも含めてなんだという意味合いでこういう規定に落ち着きました。

ちなみに、その後5年経ちましたけど、ますます各地域共通の問題ですね。どんどんと高齢化して行って、役員さんの担い手がなくて、女性もどんどん外で働く時代ですから、専業主婦の方もどんどん少なくなって行って、担い手がどんどん減っているわけです。

あるいは、マンションとか集合住宅、賃貸住宅がどんどん増えている中で、どうやってそういうところの住民の皆さんに入っていくのか、どの自治体も共通の課題です。そのことを少し検討する機会があればいいなと思います。

それから、住民投票の問題は今ご説明いただいたとおりで、必要に応じて条例をつくって住民投票にかけられることができるという規定に落ち着いております。

ちょうど、検討委員会で検討していた最中ですね、福岡県の隣の政令市であります福岡市では、こども病院をアイランドシティーへの移転する、しないという議論があったのを記憶しています。

住民投票については、色々な意見があると思います。先程ご紹介にあったような原発の問題のような大きい問題もあれば、もうちょっとその市に特化した問題もあるでしょう。例えば、北九州市ではサッカー場をどこに持っていくのかとか、そういう問題もあるかもしれない。色々な問題があると思いますが、他方で住民投票をすると、当然、住民投票にかけないといけないぐらいの大きなテーマですから、市民の皆さんの間で意見が違っているということがある。そういうものを無理やり多数決で解決することが本当に良いかという問題もあると思います。

もう一つ、これは実務的な問題で、住民投票をしましょうということになりますと、どなたかその投票の権利を持つんですかということ、これは必ず踏み込まなければいけない。未成年者の方、これから担っていただくために未成年者の方にも投票してもらうべきなのか。あるいは、外国籍で今北九州に住んでいる、こういう方々は選挙権がないわけです。選挙権はないけれども市民としてはやはり入っていただく。企業市民、事業者の方にも色々負担だけお願いして、住民投票は、企業は、団体は人じゃないから入れませんということが良いのか。そういう色々な問題があるわけでございます。

そういうことも含めて、検討の時間も結構限られていた中で、非常設型の住民投票の規定になったかなと理解しています。

あとこれは、専門的というかテクニカルな問題でもあるんですが、自治基本条例が市の市政運営に1番基本ですよ、これに基づいて市を運営して行って欲しいんですよ、ということをもっと明確化する意味で、最高規範という言葉を入れるべきだという声がありました。これは率直に言って木佐委員長が相当強く、やはり行政法学者としてそういう意識を強くお持ちであったからというふうに思っておりますけども、市政運営の中でこれを1番尊重してくださいということを含めて、最高規範という言葉は使わなかったということです。

それとこの後検討していただく上で、やはりあれから何年も経ちましたので状況が変わってきている部分がいくつかございます。

やはり1番大きかったのは東日本大震災、福島原発の問題で、これは改めて自治の力、地域の力というのが本当に必要だということが認識されるようになったのではないかと思っております。

それから、大阪市の橋下市長については賛否両論というか、色々な意見があるところではありますけど、1つ橋下市政で私は個人的に注目した方がいいなと思っているのは、区にもものすごく権限を移すわけですね。市から区に権限を移すと。

私も実際見学に行ってみてびっくりしたんですが、書類とかの手続きのやり方が区役所で全く違うんです。それは区に任せているんです。

どういう風の流れて、どうやって処理するかとか、あるいは窓口も違うんです、区によっては。

ある区ではこういう手続きはこの課というふうになっているが、うちの区では違う。ものすごく区に下ろしている。それはどうなのかという部分が、要するに、政令市で区というものをどういうふうに位置づけるかというのは、当時から少し議論が変わってきたかなと思っています。

もう一つは、名古屋市が良い例だと思います。

河村市長さんがなられて、当初かなり市議会議員さんとの間で対立があったかと思えますけども、要するに、市議会議員さんの報酬を下げるとか、下げないとかが本質的な問題ではなくて、河村市長がされようとしていたのは、市もこういうことをやるんですよとい

う意思というか政策の意思形成、練り上げていく途中で市民の意見をダイレクトに反映させるんだということを随分考えておられていて、その役目は必ずしも議会の議員でなくても良いんだと、市民の方に直接入ってもらえばいいんだというところが、おそらく1番議会との間で考え方が違って、あのように対立しているのかなという部分です。

やはりそういう動きも出てきたかなと思いますので、この委員会でもそういうことを念頭において議論ができればいいかなと思っております。

森副委員長

さっき委員長に言っていた点で、たぶん前回特に難しい、どう規定するかということで、かなり最後まで落としどころで難しかった点だと思いますけど、町内会、コミュニティのところ、当時2008年の状況からおそらく5～6年で随分この東日本大震災だけではなくて、相当状況が変わってきているので、この現状と条文の関係というものを少しかなりデリケートなところがあるんですけど、ちょっと時間をかけて見直しをする必要があるかなというところがあります。

実際に北九州市でもこの条例に基づくということでもあると思うんですけど、2012年に「コミュニティ活性化を考える懇話会」というのがありまして、今日、ご参加の委員さんもいらっしゃると思いますけど、その委員会でコミュニティづくりの方法とか、担い手の問題を色々時間をかけて議論をしたという点も、今回の議論の中で少しそういった議論結果も踏まえてフィードバックしていく必要があるかなというふうに思いました。

今、地方自治法の改正の動きがあって、やはり区役所を強くしようと。これは橋下さんだけではなくて、総合区というのを設置しようと。区長を選挙で選ぶというような地方自治法の改正が国会に上程されたか、新聞記事でしか確認が取れてないんですけど、そういった動きも起こってきていて、区役所の規定の仕方、これはほとんどコミュニティの支援のところにはか出てこないんですけども、この辺の全国的な動きと言いますか、国全体の動きとも照らし合わせて議論しないといけないなと思いました。

これは古い調査ですけど、2010年に市全体にご協力いただいて、市職員の意識調査をさせていただいたときに、「自治基本条例をご存知ですか」ということと、それから「職員の責務をご存知ですか」、「これからどうしていきたいですか」、「自治体を職務に活かしていきたいか」というような条例の内容を調査したときに、内部管理、財政部門とか浄水場とかの職員さんについては、基本的に自治基本条例には職務と関係ないよねという調査結果があって、そういうことをやられました。

その辺が随分研修とかでも積極的に自治基本条例の研修をしていただいているようなので、かなり浸透はしてきていると思うんですけども、部門による格差というのがもしかすると市職員の中ではあるのかなというのが、当時の2010年時点での課題として分かっていますので、その辺が制定から今までの私なりに感じている点です。

特に、当時も検討委員会の時に自治会と町内会もこの条例にどういうふうに規定できるかというのは、かなり実験的にどこまで先進的なものができるかというのは最初から最後まで、当時の委員長もおっしゃっていた大きな点ですので、こら辺を我々としてどう議論できるかというのは大きな焦点かなと思ってます。

以上です。

湯浅委員長

今、事務局からご説明いただいたことと、私どもが申しましたことも含めて、質問とかコメントとかがありましたらお願いできればと思います。

委員

今、お話を聞いていてすごく不思議だなと思ったのが2点あります。

コミュニティという言葉が新しくこの自治基本条例の中に入ってくるということ自体に疑問を感じたのは、自治会、町内会の呼び方も統一できないままに、またその上にコミュニティかといううんざりした気持ちが湧いてきました。

どちらでもいいんですけども、自治基本条例という言葉が出たんだったら、この際、町内会も自治会に統一するとか、そういうことが最初に来上がらないと、そこにまたコミュニティと出てくると、住んでいる住民というのは非常に戸惑うと思います。

自治基本条例の対象は北九州市民であり、狭義で主体となるのは地域住民だと思います。コミュニティという活動を広げる前に、この自治会や町内会の活動を広げる必要性を感じます。「遠い親戚より近くの他人」と言われますが、これを死後にはいけないと考えます。高齢社会、孤独死、独居老人、空き家住宅など人口減社会の中で安全安心に生き生きと暮らすためには、自治会や町内会の存在は、必要不可欠だと考えます。コミュニティに自由に参加することは大切なことですが、人と関わることを断絶して孤独死したり、病死したりする人々に最も近いところに居る人は隣近所の人だと考えます。だから、自治会や町内会が必要だし、最も重要だと思います。

もう1つはですね、先生方というのはやっぱり専門的に世界の文献とか調べて、スマートにつくり上げようと。それは非常に分かるんですよ。

でも、例えば、欧米では、宗教、教会を中心にコミュニティができていますよ。日本はそういうコミュニティのつくり方って非常に難しいと思うんですよ。コミュニティという言葉でいくなれば。

そうすると、隣の町内の人と離れた町内の人、趣味で、子育てで一緒になった。ここでコミュニティをつくりましょうということで、安全・安心という言葉のもとでは、少々無理があるのではないのでしょうか。また既存の自治会や町内会活動の促進を後退させることにならないかと危惧します。

湯浅委員長

ありがとうございます。

事務局の方から今のご質問にコメントはありますか。

総務課長

コミュニティについて、自治基本条例で申しますコミュニティ、先ほども申しましたように、自治会とか町内会だけじゃなくて、NPOとか極端に言えばサークルとか、色々な市民の方が活動されている団体があります。それを総じた形で、コミュニティという形で定義づけさせていただいてますので、自治会とか町内会だけのことではないです。ここで言いますコミュニティはもっと広い範囲で第3条のところをご覧くださいと思いますけども、色々な幅広い市民活動全般をさすということで、今日は第1回目なので、改めて定義の確認ということであれば、コミュニティとはそのように定義しているということです。

また、ある意味非常に大事なことですので、どこかで私どももご説明をと思っているの

が、自治会の活性化というのがその後ますますこの条例ができた後、市議会を含めて非常に重要なテーマになってございまして、今、市議会の方で自治会の活性化に特化した例えば条例化とか、そういった議論もされていらっしゃると思いますので、そういうこともご紹介していただきながらですね、むしろ、この自治基本条例の検討委員会については、もっと広い範囲で全体を見渡してということで進めていければと考えているところではございます。

湯浅委員長

ありがとうございました。2点目のご意見をいただいたところは、議事の(7)の討議のところで少し時間がありますので、その時に私の考えも述べさせていただくとして、後は委員ももちろんご存知のとおりなんですけど、私たちも勉強したのはこの北九州というのは、旧5市の経緯もあって、区ごとに全然組織が違っているということは勉強して分かりました。

それを相当ひきずっているなという部分があるかなという気がしました。

他に、条例の中身の部分とかでご質問等はございませんか。

委員

総論についての疑問ですけど、自治の問題についてはもちろん憲法で自治権の問題とかあって、基本的に先ほど事務局がおっしゃいましたように、大体当たり前のことなんですね。それで、市には市民憲章というのがありますし、それからこういうことがあってこの条例ができることによって実際に効力ですよ。条例なんかができる、これはちょっと例えが悪いかも分かりませんが、煙草ポイ捨て禁止条例とかね、条例があって、条例ができたけれどもこの効力ですよ、実際にそれから「みんな、聞いたよ」もうそれで終わり。ただできただけでは何も意味がないと思うんですね。条例でできただけでは。だから条例を周知徹底させ、そしてそれなりにね、やっぱり効力をあらしめるためにはどうしたらいいかということが議論になるかと思えますけども、それをちょっとどうしたらいいか考えているんですけど、それを疑問として提案しておきます。

湯浅委員長

ありがとうございました。

これも、ぜひ議題(7)の討議のところで少し時間を取りたいと思います。

ご質問のところでも事務局の方から何か。

総務課長

今の時点でご意見として色々いただければなど、私どもも思っておりますので、特にございません。

湯浅委員長

ちなみに、先ほどご紹介した、まさに今、質問があったようなことを、このルールが1番最高ですよということを入れるためにも最高規範という言葉を入れるべきだという提案が検討委員会の委員長から強くあったかなど。

他に後ご意見は後ほど承りたいと思いますけど、中身のご質問は大体こんな感じでよろしゅうございますか。

後ほど、質問も含めて1人ずつ少しご意見を伺いたいと思いますので、それでは、この

委員会に併せて市民意識調査の方も予定されているようでございますので、その概要についての説明をお願いします。

総務課長

市民意識調査につきまして、ちょっと簡単にご説明させていただきます。
お手元に資料6をご覧ください。

市の方では、毎年特定のテーマで市民意識調査を行ってございます。

ちょうど今年度につきましては、この委員会の調査とか審議の参考にするため、「市民主体のまちづくり」をテーマに自治基本条例の認知度、先ほど伊藤委員もおっしゃいましたように、一体どの程度皆さん認知していらっしゃるのかとか、そもそも自治についての意識とか、あるいは情報共有、市民参画、地域活動などにつきまして市民の皆様がどうお考えになっているのかということの調査を実施する予定でございます。

表にありますように、調査対象者につきましては、住民基本台帳から抽出させていただきます20歳以上の市民の方3,000人でございます。調査票を郵送してご返送いただくという方式で予定してございます。

スケジュール的には、来月6月に調査票を発送いたしまして、7月には回収する予定としておりますので、先ほどのスケジュールにもありました8月上旬の第3回の会合の時に、お示しさせていただきまして、また議論の参考にしていただきたいと思いますと思っております。

中身は、2ページをご覧くださいと思います。ここにある分野、自治基本条例と自治について、情報共有、市民参画、住民主体のまちづくりということで、それぞれ細かな設問を用意してございます。

最終的には今申しましたように、この調査結果、それから市民意識調査というのは過去にした分もあつたりしますので、その辺も皆さんに見ていただいて、議論の参考にしていただければと思っております。

簡単ですが、以上でございます。

湯淺委員長

ありがとうございました。

市民意識調査の件は、ご質問とかありましたらお願いしたいと思います。

私から1点お伺いしたいのは、18ページの一番最後のフェイスシートのところで、今回は住んでいる区はお聞きしない形で実施ですか。

総務課長

特に今回区ごとの意識の調査までは想定しておりません。

先ほど、確かに委員長がおっしゃったように、自治会とかも含めて区で成り立ちも違ったりということがするようなことも時々委員の方からもお聞きして、確かにそういう観点もあるかと思えます。

今回の調査については、住民基本台帳から任意抽出するというのもあつて、今回は予定してございません。

湯淺委員長

他、ご質問はありますか？

委員

すみません、団体から出ているんですけども、その団体に向けてこういう調査をしていただくということは可能ですか？

総務課長

団体としての考え方じゃなくて？

委員

じゃなくて、その人たちも市民になるから、そういう人たちに意識を持っていただくために配るという意味です。3000人の任意とおっしゃるけど、団体にもきちんと参加していただく方が、広く意見の吸い上げが出来るのではないのでしょうか。

総務課長

特にどこの団体ということではないのですが、そのご回答いただく方がどういう団体に所属するのかということは書いていただくんですけども、広く市民全般、結果的に企業に勤めていらっしゃる方も入ってくることもあろうかと思えます。

湯浅委員長

委員がおっしゃっているのは、企業市民、団体さんには別に、無作為抽出じゃなくても団体として意見を聞くべきだというようなご意見ですよ。

委員

そうするともっとデータがたくさん出てきていいんじゃないですか。

総務課長

この調査は、個人としての市民なんですけど、別途どうするかということですね。

委員

事業所の方々も全部一人ひとり個人としての市民ですからね。

総務課長

そうですね。

委員

「お宅来た？」と聞くとほとんど来てませんよ。どういうふうに抽出なさっているのかなど。我々なんかは興味があるから、すごく意識として持つけれども。

委員

最初に出て意見ですけど、北九州ができて50年ですね。7区ができて40年ですか、今？

総務課長

そうですね。それくらいになります。

委員

それで、7区は最初は5区ですからね。それが分割されて7区になったんですけど、やはり、昔で言う筑後、筑前、と豊前というようなことで、未だに昔の名残があるということですね。

それで、言葉がちょっと違ってますので、だから、八幡方面と小倉から東の方、門司というのはですね、やっぱり豊前と完全に分かれてますね。

そこで、呼び名も私が一昨年、昨年、自治総連合会の会長の時に、ある区の会長さんからちようど私がおるから、提言したいとまず出たのが町内会と自治会はどう違うのかと、それとですね、もう一つは町会というのがあるんですよ。町会長、自治会長で、昔は自治協会と「協会」が入ってた。今は協会が取れて連合会になってますね。

それで、国もですね、小倉、豊前の方は1班、2班、3班と班長さんと呼ぶでしょう。

ところが、向こうに行ったら組なんですね。

そういう違いがあるんですよ。

私も7区の会長に会っても話が合わないところがある。それはいまだに。

それを統制しようと思ったら、やはり、7区の会長さんが論議して、それだけを集中してやらないとですね、行政がその中に入ってやるということはできませんから。行政は入れません。

それから、地域で7区の会長さんが出られた組織図というものを作ってやらないといけない。というのは、今の北九州市の衛生総連合会、これが今年度から環境衛生連合会と名目が変わります。今度の総会で。

というのは、衛生連合会がですね、保健・衛生というのは昔からあったんです。衛生は保健なんですよ。保健衛生。お医者さんもそうですね。

それが環境問題になって、環境問題は、日本を代表する北九州市ですから、衛生だけでは環境ができないじゃないかということで、文言に環境衛生総連合会とこういうふうに全部変えてですね、そして区の方はそれと一緒に環境衛生何区連合会とか、そういうふうに改めました。これは簡単なものです。

ところが、町内会となるとそうはいかないわけですね。

町内会も、町会も自治会も一緒なんですよ。同じ組織なんです。呼び名が違うだけ。だから迷われる。八幡の方から自治会という文言で言われる方は、こっちの豊前の方に来たら呼び名が違うじゃないかと、どういうことなんだということになるわけです。

これは行政にはできません。だから、もうこの50年以上ですが、呼び名はそういうことになってるからね。で、コミュニティというのは、これは全ての団体が集まって自主的にやること、いわゆる自分で治める自治会の皆さんが寄り合ってやるというのはコミュニティですからね、これはどこでもコミュニティなんですよ。

だから、呼び名の町会とか町内会とか、それから自治会の呼び名はですね、これはその地域、地域で違いますね。

東京とか京都に行ったら町会と言いますね。町会長さん。自治会とは言いません。

ところが、この九州だったら自治会と言いますけどね。それから鹿児島も自治会と言います。町内会も言います。そういう違いがあります。

だから、そこは我々が理解して論議しないと、噛み合わないことが出るんじゃないかと思う。

そもそも、やっぱり自治会に必要性を認識させること。町内会の必要性を認識させるこ

と。そして町内会に入ること。これですね、難しいところは。

町内会に入っている方と入っていない方がおられる。

だから、こういう団体は1つの組織をつくって何かやろうよと発案しますね。そうすると、「私も」と言う人が出てきます。

ところがそこに町内会に入っている委員と町内会に入っていない未加入者、この場合はですね根本的に話が違う。だから、崩れてしまう、まとまらないんです。

みんな、やっぱり町内会に入りましょうよと。年取ったら助け合えるだろうということなんです。若い人もどんどん入れてですね、子どもの時からそういう教育をしないと、今のお年寄りに言ったってもう間に合わないわけですよ、そういう教育は。

子どもの時から教育していかないとダメ。私はそう思いますね。

湯浅委員長

本当にそうですね。自治会と町内会の名前の件は、そういうことだそうです。じゃあ市政運営の意識調査の件は、委員さんからも事業者の意見をきちんとお聞きする機会をつくるべきだと。

委員

別に事業者に限定するんじゃないくて、団体としてマスがあるから、市民意識調査、そんなところにも市民としての意識をきちんと持っていただくためにもいいのではなかろうかと。

湯浅委員長

というご意見があったということを踏まえて、ちょっと事務局で検討を。

総務課長

検討させてください。今回の調査は、統計的に幅広く、無作為抽出で、結果的に色々な団体、色々な方がいらっしゃるの、特に団体としての意見というよりも、これ自体は1人1人の市民の意見をぜひ我々は参考にしたいということでやらせていただきます。

委員

今、委員が言われたのはごもつともです。

こういう条例をつくるんだっただけですね、地域というのは町内会でしょう、業者でしょう、それから職域がありますね。この3つがあるんです。

だから、自治会は市から下りて分かるけども、事業者は分からないわけですよ。事業者は。職域も分からない。自分でやっているところは。

だから、それを知らしめるためには、やはりこの条例をつくったら全世帯に、やっぱり全世帯というわけにはいかないから、どうか知らないけど、何かの形で知らせる、と思いますね。

湯浅委員長

そういうご意見があったことを踏まえて事務局で、検討していただきます。

総務課長

まずはこれを進めていくことをしていきまして。

委員

F4のところの「あなたの職業は」とあるところに、あなたはどこか何か団体に所属していますかというのがあっても。まあ婦人会に入っている。すると考えはそこで違うものが出てくるのではないですか。

総務課長

そうですね。

委員

すみません、婦人会と自治会と違うんですか？

委員

団体としては違います。

委員

婦人会というのはですね、ご婦人方で組織する。自治会と言ったら市民でつくってるんですね。そういうことです。

委員

私は、婦人会とかは入っていないけれども、町内会には入ってますよ。

湯淺委員長

そしたら、今ご意見いただいていたのが、最後のフェイスのF1からF4までのところでどこかご所属されているような団体を記入する欄を設けられないかというご意見もあったので。

総務課長

そこは色々な活動はですね、問16-1のところでお聞きするようにはしています。集計は、そういうご意見もいただいたので、工夫してその辺は分析の方でできればと、ちょっと研究させてください。

湯淺委員長

このあと討議の時間ということで考えていたんですが、本当はお1人3～4分ずつ、今本当に条例に沿って市政運営ができていくかどうかご意見を伺おうと思っていたんですが、結構、段々盛り上がってきてしまって時間が押してきておりますので、恐縮ですが、次回以降に実質審議の時間を取りたいので、今日は頭出し程度にお1人1～2分で恐縮ですがどうかと。

印象でも結構ですし、こういうことをこの委員会で話し合うべきだというご提言でも結構です。

委員

この自治基本条例というのは、すごく重要なことだと思えるのは、やはり地方分権でも言われるように人口減少社会であり、北九州の今日は、明日の日本、明日の世界である訳です。北九州もどんどん人口が減っていく訳です。

減っていくときに、自分たちのことは自分たちでしないといけないのは現実目の前に来ているからですね。その意識を、市民意識をしっかりとみんなに植え付けていただかないと、町内会のお世話もしない人が山のようにいらっしゃいますのでね、その辺が問題だと思いますね。

委員

今回、先ほど委員がおっしゃるように、各区で違いはあると思います。それで、条例の浸透度もその他諸々も東区と西区は違いますし、だから地域特性を考慮した形での展開が考えられないかなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

委員

私も個人的にこういうものを理解して、参加してということが難しいところがあると思いますので、やはり自治会なり、婦人会なりという団体に入っていれば色々な情報は下りてきます。それでも今は男性社会が、自治会等の中では中々守られていて崩すことが難しいので、その中に女性を必ず入れる。昔のPTAも女性副会長を必ず入れるという組織から、今は女性会長がどんどん出てきている時代ですので、やはり女性をどういうふうに意識させていくかということは、今後の条例を守っていく上には非常に大きなウェイトを占めるんじゃないかなというふうに思っていますので、どんどんこういう形で参画し意見を述べられるということが1番重要かなと、女性としては思っております。

委員

身近なコミュニティとしては、やはり市民センターを中心とした自分の地域というのが自分にとっての身近なコミュニティと思いますが、そこの中に入っていた時に、自治区会に入っているか、町内会費を納めてお金を払っているかどうかということが大きな問題になって、例えば、まちづくりの協議会の役員をするときに、自治区会に入っていない人はなるべきじゃないという意見が出たりもします。

そういったところのまちづくり協議会の位置付けとか、市民センターの持つ意義とかも踏まえて地域コミュニティのあり方を考えていかなければならないのではないかと思っております。

委員

私は日頃、若い方々と特に社会との関わりを遠ざけていらっしゃる、引きこもる若者たちとのつながりが多くございますので、そういうところから見ると、この地域に住んでいるのだからこの地域の中に入って参画するべきだというような「あるべき論」、これまでその中で子どもがその意識を持てるように育てるべきだというふうに、私どももそのように育てられてきた経験がございますが、それだけではもう通じなくなっているという気がするんですね。

で、それぞれの違いをつつき合うということではなく、今この時期に立って私どもが次の世代を育てていく、関わっていくという中でお互いの違いを知りあう、認め合うという遠回りのようですが、そういうところから関心を持ち合う社会ということを始めなければ

いけないなど切実な思いを抱いております。

この条例ももちろん重要なことだと。私どもは、この北九州で生活させていただく中で、みんなが共通のルールをまずは意識しましょうよというところですけど、ただこういうもの、立派なものをつくったからみんながそのように意識が持てるかというところ、そこは非常に難しいところで、そこまでこの委員会の中で到達させるのは困難なところもありますが、ただ、つくったからにはやはり皆さんに注目していただかないといけないと思いますので、どなたにでも関心を持ってもらえる分かりやすい表現の仕方であるとか、それからそれを現実にもどのように活かしていくか、という様々な人のつながりの中での響き合う関係をつくるということ、この会を通してまた考えてみたいというふうに思っております。

委員

私は小学校6年生の時までは町内の中での運動会というのがあったんですけど、先ほどから出ているように、高齢化の問題もあったり、私たちの団地の周りも私たちと同じくらいの歳の子が多かったので、それに伴って子どもの参加ができる人が少なくなったから、私はそういうのがなくなってしまったのではないかと思うんですけど、つい先日家に来た回覧板を目にしたんですけど、運動会とかそういうのじゃなくて、高齢者のゲートボール大会みたいな感じになってしまって、私の時はまだおじいちゃん、おばあちゃんとかがそういう地域の中での絡みが、関わりが多かったんですけど、私の家の周りにはいるちっちゃい子は、そういうおじいちゃん、おばあちゃんたちとか、そういう世代を超えた関わりがなくなってきているのはすごくかわいそうだなと思いました。

それをどういうふうになれば解消できるかというのを、この会議の中でも少し話し合えたらいいのではないかと思います。以上です。

湯浅委員長

唯一20代の委員として、ぜひこれからも若いご意見をお願いしたいと思います。

委員

この5年の間で随分色々なことが変わってきて、格差がすごく地域によってあると思うんですね。だから、こういう中心部であればタワーマンションがぼんぼん建って、小学生の子どもが多くて、学童保育は6年生までみるようになってきているから定員をはるかにオーバーして、担当するのが女性がほとんどだから、高学年の男子には対応できないとか、色々な問題が起きているという話も聞きました。

そして、逆に私は門司港の端の方に住んでいるんですよ。そしたら、バスの路線はなくなるし高齢者ばかりで、買い物に行くにも不便で販売車も回ってこない。

その辺の格差がすごく出来たから、そのことを少し考えていかないといけないのかなということですね。

それで、学童の問題なんかはもう少し男性の方に入っていて、きっちりやってももらえるような、体力的な問題もありますし、そういうことをやっていけたらいいなと思います。

それと、さっきの自治会の加入の問題ですけど、友達が今年になってマンションに変わったんですね。そして、「自治会に入っている」ということを聞いたら「分からない」と言うんですよ。で、「市政だよりは入っている」と言ったら「入っている」と言うんですよ。「回覧板は回る」と言ったら「回る」と言うんですよ。管理費か何かの中からそれが全部

払われているから、で、「当番も回ってこない」と言うんですね。だから、そういう集まりも知らない。でも入っている。そういうふうな形のイメージになっているところも出てきていると思いました。

以上です。

湯浅委員長

本当に5年前と相当変わったなということですね。

あと、委員が先ほどから色々ご意見をいただいていますので、あと何か付け加えることがございましたら。

委員

昔は運動会をしてたんですよ。もうそれは近所の人がみんな来て仮装行列して盛大だったです。

ところが今言ったように、少子高齢化になって町内会の競技に出られなくなる。運動会のハイライトはリレーなんですよ。このリレーに出る選手はいない。

だから、2つの町内を1つにして出るとか、あるいはそれでもいないということで町内会をやめて、そして私が始めたのが「フェスタ」ですよ。いわゆる祭りをね。それは町内に入っている、入っていない別にして、全員を抱き込んでいる。みんなおいでなさいと言ってフェスタをやった。

そのフェスタは、毎年3,000人から5,000人来ております。去年は5,000人。1つの校区ですよ。小学校区ですから、小学校は学生が今220人ぐらいです。

当初はね、今から40年前は、39年前が最高だったんですから、その時はね、700人から800人ぐらい子どもがおった。今は250人。

で、子ども会も全然ない。で、門司区でもですね、減ってきているんですよ。そういう時代がきたと思います。

町内会に入る、入らないわね、個人の自由だと。これはもうどうにもならない。

今出ましたけど市政だよりはね、町内に入っていないのに来るといのはね、おおむね30世帯ぐらいのグループができれば市政だよりを配布しますよ、というのが市の方針なんですよ。そこでマンションならマンションの管理人が全部お金いただいて、それでやってくればそれでいいわけです。

ところがその30世帯はそのマンションの管理人が町会費を払っているから、町内会費を、だから成り立っているんです。

これはおそらくダメと思う。参加はできない、みんな。

今から本当にもう過渡期になってるんです。このままいったらあと5年か10年したら町内会がなくなりますよ。私の考えでは。

そうなるとまず環境、ライフラインが全てダメになる。そういう時代がくるんじゃないかと。

今、町内に入っている人は60%くらいですかね。3分の2は町内会に入って、後は入っていない。3分の2もないでしょうね。そういう時代になってますからね。

やっぱり、私はずっと30年現場におりますからね、よう分かっているんですよ。もうそういう時代になっていますのでね。やはりその部分は今度の条例をするときには考えてやらんと。また機会があったら私も町内会の運営の要員とか、あるいは加入低下の要因とか、その資料持っていますからね。それを出そうと思います。

湯淺委員長

ぜひ、資料も勉強になりますので、よろしくお願いします。最後に森副委員長。

森副委員長

皆さんの意見をお伺いしていると、基本的にコミュニティのあり方とか、その辺がかなり喫緊の課題かなという気がしました。

もちろん、自治基本条例って、特にコミュニティ活性化のための条例ではないので、もっと幅広い条例ではあるんですけど、我々として議論しなければいけない課題としてはかなり大きいかな。

もちろん、規定の仕方というのは相当デリケートなところがあるので、我々もしっかり議論していかなければいけないので、ただ特に大事だなと思ったのは、北九州市の条例で市民の定義で市内に不動産を所有する者という規定があるんですよ。

これは全国的にも珍しいというか、画期的だったんですね。

今、飯塚で私も関わったんですけど、自治基本条例の中に不動産を所有する者というのを規定に盛り込もうと。やっぱり、空き家の問題とか空き地の問題で、人口減少の中で空き家をどうするかという問題があって、たぶん空き家対策をする時にも空き家情報を行政に伝えるという時に、自治会とか、コミュニティがしっかりしてないと質の高い情報が集まらないのと、空き家に入った人をどうするかといったときに、そのコミュニティがしっかりしてないと、自治会とか町内会がしっかりしてないとこれはこれで結局、その人は孤立独立してしまうということにもなるので、基本的にはやっぱり色々な課題解決の中でコミュニティとか地域社会というのは相当重要になってきているという中で、やっぱり実態とこの条文、この現行の条例と整合性を取っていかないといけないなど、後は、まちづくり協議会というのがほぼ全市で100、ほぼ全小学校区で整備されていると思いますけど、この辺で当時まちづくり協議会については規定から外すという形で確か結論づけて、それは多分前の委員会でも議論が出たはずなんですけど、その辺を今回条例の中に、市政運営の見直しの中で見直すと同時に、条例の中にどう位置づけられるかということも、若干議論できるといいのかなというふうに感じました。

湯淺委員長

大変色々なご意見をいただきましてありがとうございます。いただいたご意見を中心に、次回以降審議ができればと思います。

本当は私も一言申しあげべきかもしれませんが、もう大体言い尽くされているというか、皆さんに意見をいただいて、この上私が言うこともないかなと思いますので、次回以降皆さんと話し合っていきたいというふうに思います。

それで、時間が迫ってまいりまして、次回は先ほど事務局にご説明いただいたスケジュールによると、情報共有のところと市民参画のところを中心にご議論いただくということになっております。

資料は事務局と私、森副委員長で相談して、事前にお送りするようにしますので、恐縮ですがお目通しをいただいてご参加いただきたいということと、後はこういう資料が欲しいということがありましたら事務局の方にご連絡いただければ、準備お願いしたいと思っております。

あるいは、逆に皆様方の方でこういう資料を持っているんだけど、これはぜひ話し合

ってほしいというものがあれば事務局の方にお送りいただければ資料としていただくようにしますので、よろしくお願いします。

では、ちょうど予定された時間でございますけども、後は事務局の方から事務連絡をしていただきます。

総務課長

次回の日程でございます。事前に委員の皆様の方には日程の調整をさせていただきまして、次回は7月10日の木曜日、午後13時15分から、2時間なので15時15分くらいまでということで、場所は今のところ同じ特別会議室Aということで予定させていただいておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

湯浅委員長

それでは、今日は第1回目だったのですが、色々ご意見をいただきましてどうもありがとうございました。

2回目以降もこの調子で活発に議論ができればと思っております。

では、本日はこれで終了させていただきます。

どうも、ありがとうございました。